

議題

テーマ提言について

項目

今回の企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案

譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

I. 本資料の目的

1. 本資料は、今回の企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）において受け付けた新規テーマである「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」の概要をお示しするとともに、テーマ提言の方向性に関する基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）の分析及び対応案をお示しすることを目的としている。

II. テーマ提案書

提案者: 全国銀行協会

<実務対応レベル>

(テーマ) 譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化

(提案理由)

現行の「金融商品に関する会計基準」では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社(以下、「SPC」という)の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の要件を適用するとされており、しばしばその「証券」の定義について議論となり、監査法人間で解釈が分かれていることから、その明確化が必要と考える。

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号）

第 9 項（注 4）譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用する。

(1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること

(2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(具体的内容)

金融商品に関する会計基準第9項(注4)(以下、「注4」という)では、譲受人が一定のSPCである場合に、当該SPCが発行する「証券」の所有者を譲受人としてみなす旨の記載があるが、この「証券」の定義・範囲が論点となるのは主として当該SPCの資金調達に譲渡人が関与している場合である。

注4を補足する「金融商品会計に関する実務指針」40項では、当該SPCの「証券等」の一部又は全部を譲渡人が保有することとなる場合に、当該保有部分についての譲渡はなかったものとみなされる旨記載があり、「証券等」として、信託の受益権・組合の出資金・株式・会社の出資金・社債・劣後債等が例示されている。

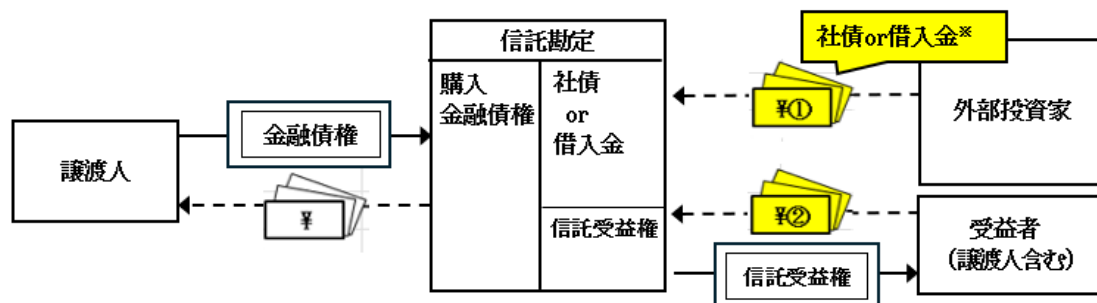
金融商品会計に関する実務指針(移管指針第9号)

40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等(信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等)の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準(注4)により証券等の所有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

「証券等」のこれらの例示は末尾の「劣後債等」の記載から限定列举でないことは明らかであるものの、この「証券等」が企業会計において有価証券とみなされるものを指すのか、又はSPCによる資金調達手段全般を指すのかについての明確な記載はない。

仮に「証券等」の定義が前者、企業会計において有価証券とみなされるものであった場合には、リスク・リターン等における経済実態としては差がないにも関わらず金融資産の消滅の範囲に差が出ることが考えられる。

例えば、保有する金銭債権を信託勘定へ譲渡し、譲渡人は信託受益権を保有、信託勘定は譲渡人以外の投資家からの資金調達を金融資産取得の主たる原資とする場合に、外部投資家からの資金調達手段が社債か借入金かで譲渡人の金融資産の消滅の範囲が異なる事態が考えられる。



※ 信託受益権以外の資金調達手段が社債である場合は、外部投資家からの調達を含

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

めて残存部分を計算。

$$\text{残存部分} = \text{譲渡した金銭債権の帳簿価額} \times \frac{\text{信託受益権（譲渡人保有分）}}{\text{①} + \text{②}}$$

信託受益権以外の資金調達手段が借入金である場合は、信託受益権の保有割合のみで残存部分を計算。

$$\text{残存部分} = \text{譲渡した金銭債権の帳簿価額} \times \frac{\text{信託受益権（譲渡人保有分）}}{\text{②}}$$

※ 「社債 or 借入金」を譲渡人が保有等することは基本的には想定していない。

この点、SPC の独立性を考慮すれば、SPC の金融資産取得のための資金調達方法と譲渡人の支配の移転に関連性は薄いため、「証券等」の定義は後者、資金調達手段全般を指し、借入金等も含まれるものと考えられる。これは、例示に含まれる社債と、例示に含まれない借入金を比較した場合、転売制限のある私募債と、銀行によって当初から移転が予定されている借入金を比較すれば後者の方に流動性がある等、区別が困難であることも理由として挙げられる¹。

なお、IFRS では、リスク経済価値アプローチに基づいた金融資産の認識の中止が規定されているが、上に示した具体的状況においては、譲渡された金融資産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人たる信託勘定の調達の大宗を占める外部投資家に対して移転していると考えられ、原債権の全部の認識の中止が認められる。

以上から、譲渡先が SPC である場合に金融資産の消滅を検討する「証券」には、SPC の資金調達手段全般を含む旨を明確にする改正が必要と考える。

以上

III. 事務局の分析及び提案

（テーマ提案の内容の分析）

2. テーマ提案者からは、譲渡先が信託等の特別目的会社（以下「SPC」という。）である場合に金融資産の消滅を検討する「証券」の範囲について改正するように提案されているが、本質的な課題としては、SPC が発行する証券の所有者だけでなく SPC に対する融資者も金融資産から生じる収益を享受している場合、どのように評価して譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識に関する判断を行うかという点であると考えられる。このため、次項以降においてこの観点から分析を行う。
3. ここで、取引の概要はテーマ提案書にあるとおりであり、譲渡人が保有する金銭債権を信託し、当該信託に対する投資が信託受益権を表章する証券（一部、譲渡人が保有）及び

¹ 各種解説書においても、金融商品会計基準でいう「証券」には、借入金を主たる資金調達する場合でも該当するという記載がある。（（株）税務経理協会 Q&A 金融商品会計 初版 P43 中段）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

貸付金を通じて行われるとされている。テーマ提案者によると、一部の投資家については貸付金の形態が選好されるとされており、リターンの原資は信託された金銭債権によるキャッシュ・フローであるとされている。

4. さて、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、金融資産の消滅を認識するにあたり、金融資産の支配の移転について次の要件を検討するとされている。

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること（注 4）
- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

（注 4）譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

5. 本件では、前項の定めのうち、金融商品会計基準第 9 項(2)の要件の評価が課題となり、外部投資家が融資する場合に当該要件をどのように評価するかが課題になると考えられる。
6. この点、金融商品会計基準（注 4）では、SPC の場合、金融商品会計基準第 9 項(2)の要件の評価にあたって、当該 SPC が発行する「証券」の保有者を譲受人とみなすとされており、貸付金は明示されていない。しかしながら、当該 SPC に流入するキャッシュ・フローが投資のリターンの原資となる点については、証券も貸付金も違いはないと考えられる。このため、当該 SPC に対する融資者も証券の保有者と同様に取り扱ったうえで、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できるかどうかを評価すべきと考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(考えられる対応)

7. ここで、前項の分析結果を踏まえ、会計基準の開発が必要かどうか検討を行う。
8. 形式的な観点からは融資は証券の発行と異なることから、金融商品会計基準（注4）における「証券」に「貸付金」は含まれないと考えられる。しかしながら、必ずしもすべての取引類型を想定して会計基準が定められていない場合があり、そのような場合には経済的に同質と考えられる取引について、実務上、類推適用されることがあり得ると考えられる。一方、会計基準の文言を厳格に解釈するとして類推適用すべきでないという考え方もあり得る。
9. 前項の考え方を基礎として、対応として次の案が考えられる。

（案1）「証券」に関する（注4）の定めを「貸付金」に類推適用できるため、会計基準の開発は不要である。

（案2）「証券」に関する（注4）の定めを「貸付金」に類推適用できるかどうかは明らかといえないため、会計基準の開発により明確化を図る。この場合、金融商品会計基準（注4）について「証券の保有者（及び該当する場合には当該特別目的会社に対する融資者）」といった変更を行うことが考えられる。あわせて、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」第40項の「証券等」に係る括弧書き内の例示に「貸付金」を追加することが考えられる。

(テーマアップの要件に関する分析)

10. （案1）についてテーマアップの検討は不要であり、以下、（案2）についてテーマアップの要件に関する分析を行う。本件は提案者から実務対応レベルのテーマとして提出されている。実務対応レベルのテーマに関するテーマアップの要件は次のとおりである。
 - (1) 広範な影響があるか。
 - (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
 - (3) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）
 - (4) 会計基準レベルのものではないか。
 - (5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

広範な影響があるか

11. テーマ提案書にあるような、譲渡人が SPC に金銭債権を譲渡し、当該 SPC に貸付金を含

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

む投資が行われる取引は、金融機関が中心と考えられる。金額規模は大きくなる場合もあり得ると考えられるものの、広範な影響があるとはいえないと考えられる。

作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか

12. 広範な影響があるとまでは言えず、関係者の明確化のニーズは高くないと考えられる。

会計実務における多様性はあるか（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか）

13. テーマ提案書の指摘のように、見解の相違により実務の多様性が生じている可能性はあり、多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるが、その程度は広範とは言えないと考えられる。

会計基準レベルのものではないか

14. 本提案は、金融商品会計基準（注4）の「証券」について明確化を求めるものであり、内容的には実務対応レベルのテーマであると考えられる。

適時に実務対応報告等の開発が可能か

15. 対象が限定的で、論点も明確であるため、仮に実務対応報告等の開発を行う場合、適時に開発が可能と考えられる。

IV. 事務局の提案

16. 本テーマについては、（案1）については特段の対応は不要であり、また、（案2）の場合でも、実務への影響及び関係者のニーズ、並びに実務の多様性及び適時に実務対応報告等の開発が可能かについて検討した結果、広範な影響があるとはいえず、企業会計基準委員会のリソースを本件に使う必要性は必ずしも高くないと考えられる。このため、本テーマを企業会計基準委員会に提言しないことが考えられるがどうか。この場合、過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマとして記録に残しておくことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

前項の基準諮問会議事務局の分析について、ご質問、ご意見があれば伺いたい。

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

関連する会計基準等の定め

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」

9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること（注4）
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

（注4）譲受人が特別目的会社の場合について

金融資産の譲受人が次の要件を満たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の損益の計上基準

37. 金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合の譲渡損益は、次のように計算した譲渡金額から譲渡原価を差し引いたものである。譲渡金額は、譲渡に伴う入金額に新たに発生した資産の時価を加え、新たに発生した負債の時価を控除したものである。譲渡原価は、金融資産の消滅直前の帳簿価額を譲渡した金融資産の譲渡部分の時価と「残存部分」の時価で按分した結果、譲渡部分に配分されたものである。

譲渡金融資産の帳簿価額のうち按分計算により残存部分に配分した金額を当該残存部分の計上価額とし、新たに発生した資産及び負債は譲渡時の時価により計上する〔設例2〕。

金融資産の譲渡人が譲渡先である特別目的会社が発行する証券等を保有する場合

40. 特別目的会社を用いた証券化において、譲渡人が、金融資産の譲渡対価の全部又は一部として特別目的会社の発行する証券等（信託の受益権、組合の出資金、株式、会社の出資金、社債、劣後債等）の全部又は一部を保有することになる場合、金融商品会計基準（注4）により証券等の保有者が譲受人とみなされ、譲渡人が譲受人となるから当該

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

保有部分の譲渡はなかったものとする。したがって、当該全部又は一部に対応する譲渡金融資産の全部又は一部は、「残存部分」として取り扱い、金融資産の消滅の認識を行わない。

以 上